

事務連絡  
令和5年3月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課  
バス産業活性化対策室長

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について(平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号)に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

標記について、以下のとおり定めるので、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あて周知されたい。

なお、本件については、別添のとおり、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。

記

北海道運輸局	： 248,007円
東北運輸局	： 237,173円
関東運輸局	： 301,824円
北陸信越運輸局	： 264,259円
中部運輸局	： 293,346円
近畿運輸局	： 302,054円
中国運輸局	： 260,874円
四国運輸局	： 253,892円
九州運輸局	： 247,455円
沖縄総合事務局	： 212,020円

附 則

本事務連絡は、令和5年4月1日以降に報告を受けるものから適用するものとする。